

## 第 6 次環境基本計画（令和 6 年 5 月 21 日閣議決定） 抜粋

## 第 2 部 環境政策の具体的な展開

## 第 3 章 個別分野の重点的施策の展開

## 4 環境リスクの管理等

## （1）水・大気・土壌の環境保全

## ① 人の命と環境の保護

大気、公共用水域、地下水、土壌等の汚染・汚濁を防止することにより、国民の健康と生活環境を守るための施策は、環境行政の出発点であり、今後も揺るぎなく着実に推進していく。

生存基盤たる水・大気・土壌環境については、環境基準を達成し、また、継続的な改善を図るため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等関連法令に基づく対策を引き続き適切に実施していく。

特に、行政上の目標である環境基準について、最新の科学的知見の収集に努めるとともに、環境基準の達成率の高い項目についてはその維持及び更なる改善に努め、達成率の低い項目についてはその向上を目指した諸施策を講じ、公害の未然防止に努めるとともにボトルネックとなるメカニズムの解明にも努める。

また、環境基準が設定されていない物質等についても、科学的知見に基づき、必要に応じて、目標値の設定や自主的取組の促進など、国民の安全・安心の確保のための諸施策を講じる。

## ② 気候変動、生物多様性、循環型社会等への対応

2050 年ネット・ゼロの達成に向け、再生可能エネルギーの利用拡大や電動車の普及拡大などの施策について、環境保全対策と気候変動対策の両方の観点から最適になるように留意しつつ、進めていく。光化学オキシダントの低減は両方の対策にとって効果的（コベネフィット）な施策であり、優先的に取り組む。また、気候変動による水環境への影響が懸念されることから、気候変動への適応と水質保全及び生態系保全の両立を図る。

生物の産卵場所、生息・生育の場、水質浄化、二酸化炭素の吸収・固定等の多面的な機能の発揮や OECM を通じた海の 30by30 への貢献の観点から、藻場・干潟の保全・再生・創出を進めるとともに、藻場・干潟も含めた沿岸域の地域資源の利活用を進め、保全と利活用の好循環を生み出す里海づくりを実施していく。水生生物の保全に係る水質環境基準の設定、海洋ごみ・プラスチック汚染対策の推進など、生物多様性の保全や気候変動、循環型社会の構築とコベネフィットな施策を推進する。さらに、ネイチャーポジティブの実現に向け、良好な環境の創出等を通じて自然を活用した解決策（NbS）を推進するなど、水、土壌環境においても生物多様性の保全の強化に資する施策や、自然環境や生物多様性を活用した施策の強化を講じる。土壌が有する炭素貯

留、水源の涵養といった環境上の多様な公益的機能に関して、市街地等も対象にしつつ、より良い地域づくり等に活用しやすい形での情報の収集、整理等を図る。

### ③ 良好な環境の創出

水・大気環境政策により持続可能な社会を構築し次世代に引き継ぐためには、良好な環境を目指すとともに、人がその良好な環境とふれあい、良好な環境を持続可能なかたちで利用することによって、人々の満足度（ウェルビーイング）の向上や地域活性化など、地域に具体的なメリットを創出することが重要である。このため、地域において、「良好な環境」を保全・再生・創出し、その価値を評価・発信し、その持続可能な利用を促進するための施策を講じる。

具体的には、良好な環境の創出に向けて、豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の保全により、地域住民のウェルビーイングの向上と地域活性化を実現する取組、生物多様性の保全や地域づくり等にも資する総合的な水環境管理を目指すための取組、水道水源となる森や川から海に至るまで、OECD も活用した良好な環境の創出に取り組む地域を連結した流域一体的な保全のモデルの構築、藻場・干潟の保全・再生・創出の促進と地域資源としての利活用との好循環を目指す里海づくりなどを実施する。

### ④ 水、土壌、大気の媒体横断的な課題への対応

国連等の場で国際的な課題として対応が求められている窒素やプラスチック汚染を始めとして、各種栄養塩、化学物質等が水、土壌、大気といった様々な媒体にまたがって存在していることから、媒体横断的な視点から管理するとともに、脱炭素、資源循環、自然共生との統合的アプローチを推進する。

### ⑤ 科学的知見の充実、人材の育成及び技術の開発・継承

水・大気環境行政の課題に対応するため、施策の検討や検証の基盤となるデータの収集や分析、研究者とのコミュニケーションを更に行うなど、科学的知見を充実させる。

また、経験豊富な職員の高齢化や退職等により、技術者が持つ監視、分析、指導等の技術・ノウハウの継承等が喫緊の課題になっていること等を踏まえ、デジタル技術を活用した効率的な環境管理を推進するとともに、若手研究者等の人材育成、技術開発・継承の促進を行う。

### ⑥ 国際協力の推進

途上国において、水・大気環境の汚染は依然として深刻な課題であり、また、我が国の水・大気環境は世界の水・大気環境と密接につながっていることを踏まえ、二国間・多国間の協力を通じ、アジア地域を始めとした途上国の水・大気環境の改善のた

58 めの制度設計等の支援、技術支援、能力開発等の国際協力・連携を進めるとともに、  
59 多国間環境条約等の枠組みの形成・実施への貢献を通じて、国際社会と連携した水・  
60 大気環境の保全に努める。

### 第3部 環境保全施策の体系

#### 第1章 環境問題の各分野に係る施策

##### 1 地球環境の保全

##### (1) 地球温暖化対策

#### ④ エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出削減対策

##### D. モビリティの脱炭素化

61 電動車の導入や充電・水素充てんインフラの整備を促進するなどの道路交通をグ  
62 リーン化する取組を進める。また、いわゆる誘発・転換交通が発生する可能性があ  
63 ることを認識しつつ、渋滞を原因とする当該区間における CO<sub>2</sub> の排出削減を図る渋  
64 滞対策としての幹線道路ネットワークの強化等の道路交通を適正化する取組<sup>1</sup>のほ  
65 か、道路整備・管理等のライフサイクル全体の低炭素化を図り、道路施設の脱炭素  
66 化を推進する。さらに、ゼロエミッション船等の開発・導入、生産基盤構築等を支  
67 援するなどのそれら船舶の普及促進に向けた取組、水素燃料電池鉄道車両の開発・  
68 導入など、モビリティ全般について次世代技術の開発や性能向上を促しながら普及  
69 を促進していく。

70 また、相対的に低炭素な輸送モード<sup>2</sup>の利活用を促進するため、鉄道を始めとする  
71 公共交通の利用促進や、貨物輸送のモーダルシフトの促進に取り組む。

### 3 循環型社会の形成

#### (3) 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

#### ③ 廃棄物により汚染された地域環境の再生

72 マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関して、実態把  
73 握や発生抑制対策、回収・処理等を進めるための施策を進める。

74 (後略)

#### (4) 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

#### ① 技術開発、情報基盤、各主体間連携、人材育成の強化

75 (前略)

76 加えて、マイクロプラスチックを含む海洋等環境中に流出したごみに関して、プラ

<sup>1</sup> 道路交通を適正化する取組については、環境保全の観点では、自動車の利便性の拡大に伴ういわゆる誘発・転換交通（自動車による移動回数の増加、目的地の変化、鉄道等からの転換、中長期的な土地利用の変化に伴う影響等）の影響、また、電動車の普及に伴う走行特性の変化を踏まえ、総合的に CO<sub>2</sub> 排出などの環境負荷の低減効果（脱炭素電源・燃料の効率的な利用を含む。）を判断していくことが重要である。

<sup>2</sup> 輸送量当たりの CO<sub>2</sub> 排出量は、旅客では鉄道が自家用乗用車（電気自動車は除く）の約 22%、貨物では鉄道が営業用貨物車の約 9%、船舶が営業用貨物車の約 20%となっている（2021 年度）。

スティック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）等の国際的な動向を踏まえ、国際連携を推進するとともに、モニタリング手法の調和や影響評価等の科学的知見の集積を進めるための施策を進める。

## 4 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組

### （１）健全な水循環の維持・回復

健全な水循環の維持・回復のためには、関係者が連携し、水循環に関する様々な分野の情報や課題に対する共通認識をもって流域や地域ごとの特性を踏まえた将来像を相互に共有し、施策に取り組むことが必要である。

平成 26 年に施行された「水循環基本法」（平成 26 年法律第 16 号）に基づき、良好な水循環の維持・回復に取り組むため、官民連携「ウォータープロジェクト」を通じ、良好な水循環・水環境の保全活動の普及啓発を実施する。

また、「水循環基本計画」（令和 4 年 6 月一部変更）に基づき、健全な水循環の維持・回復のため、流域マネジメントの更なる展開と質の向上、気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応、健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献に取り組むとともに、地下水の適正な保全及び利用などの取組を推進していく。

### （２）水環境の保全

#### ① 環境基準等の設定、排水管理の実施等

水質汚濁に係る環境基準については、新しい環境基準である底層溶存酸素量の活用を推進しつつ、将来及び各地域のニーズに応じた生活環境の保全に関する環境基準の在り方について検討を進める。また、水系感染症を引き起こす原虫やウイルス等の病原体について知見の集積に努め、大腸菌数の衛生指標としての有効性や大腸菌数以外の指標についても検討を行う。薬剤耐性菌に関する水環境中などにおける存在状況及び健康影響等に関する基礎情報が不足していることから、これらの情報の収集を進める。環境中の化学物質等に係る最新の知見や化学物質管理に係る検討を踏まえ、水生生物の保全に関わる環境基準や人の健康の保護に関する環境基準等の追加や見直しについても検討を行う。

水質汚濁防止法等に基づき、国及び都道府県等は、公共用水域及び地下水の水質について、放射性物質を含め、引き続き常時監視を行う。

水質環境基準等の達成、維持を図るため、工場・事業場排水、生活排水、市街地・農地等の非特定汚染源からの排水などの発生形態に応じ、水質汚濁防止法等に基づく排水規制、水質総量削減、「農薬取締法」（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬の使用規制、下水道、農業集落排水施設及び浄化槽などの生活排水処理施設の整備等の汚濁負荷対策を推進する。また、各業種の排水実態等を適切に把握しつつ、特に経過措置として一部の業種に対して期限付きで設定されている暫定排水基準については、随時必要な見直しを行う。また、必要に応じて適正な支援策を講じる。

## ② 水道の水質・衛生

水道水質基準に適合する安全な水道水を国民に供給するため、最新の科学的知見に基づき、水道水質基準等の設定・見直しを、引き続き着実に実施する。

また、水道水の水質及び衛生管理にあたっては、水環境管理とともに、水道の水源から蛇口の水まで一体的なリスク管理を進める。具体的には、国内外で懸念が高まっている PFOS、PFOA 等については、「PFAS に関する今後の対応の方向性」（令和 5 年 7 月、「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」）を踏まえ、環境モニタリングの強化や科学的知見の充実など、安全・安心のための取組を進める。また、水系感染症の要因となり得る病原微生物に係る課題への検討を行う。

さらに、自然災害や事故に起因する水道水源等の汚染に係るリスク管理にあたっては、事例・科学的知見の収集を行い、国及び地方公共団体の環境部局や水道部局等の関係者間の迅速な情報共有体制の構築、リスク管理の在り方等、有事を想定した水道水質の安全対策の強化について検討する。

## ③ 湖沼

湖沼については、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年法律第 61 号）に基づく湖沼水質保全計画が策定されている 11 の指定湖沼について、同計画に基づき、各種規制措置のほか、下水道や浄化槽の普及率の向上、面源負荷の管理の観点での農地の水管理や森林の整備及びその他の事業を総合的・計画的に推進する。

琵琶湖については、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」（平成 27 年法律第 75 号）に基づく「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」等を踏まえ、水質の保全及び改善や外来動植物対策などの各種施策を、関係機関と連携して推進する。

また、気候変動の影響や生態系の変化を踏まえ、従来の湖沼水質保全の考え方における流入負荷を減らして湖内の水質を改善するという考え方に加え、物質循環を円滑にすることで水産資源を保全し、水質の保全との両立を図るという考え方の下、底層溶存酸素量の低下、植物プランクトンの異常増殖、水草大量繁茂などの課題についての知見の充実や対策の検討を行い、地域における取組の支援を進めていく。これらを着実に実施し、湖沼の健全性や物質循環について評価指標等の検討も進めていく。

## ④ 閉鎖性海域

閉鎖性海域については、これまでの取組により、水質は改善傾向にあるものの、COD の高止まり、底層溶存酸素量の低下、気候変動による水温上昇や海洋酸性化等の問題が発生しているほか、一部の海域では、栄養塩類の不足等による生物多様性や生物生産性の低下が課題となっている。

そのため、瀬戸内海においては、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号）による取組を推進し、改正瀬戸内法施行（令和 4 年 4 月）後 5 年を目途に

実施されるフォローアップに向け、生物多様性・生物生産性の確保に対する栄養塩類管理の効果等について情報収集・調査・研究を進め、より適切な改善対策へとつなげていく。また、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に適用されている水質総量削減制度については、よりきめ細かな海域の状況に応じた水環境管理の在り方について、制度の見直し等も含め検討を進めていく。

さらに、浄化機能、生物多様性の確保及び炭素固定機能の観点から、自然海岸、ブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）等の、適切な保全・再生・創出を促進するための事業や、それらを通じたブルーカーボンに係る取組等を推進する。また、港湾工事等で発生する浚渫土砂等を有効活用した覆砂等による底質環境の改善、貧酸素水塊が発生する原因の一つである深掘跡について埋め戻し等の対策、失われた生態系の機能を補完する環境配慮型構造物等の導入など健全な生態系の保全・再生・創出に向けた取組を推進する。その際、里海づくりの考え方を取り入れつつ、流域全体を視野に入れて、官民で連携した総合的施策を推進する。

また、有明海及び八代海等については、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」（平成 14 年法律第 120 号）に基づく再生に係る評価及び再生のための施策を推進する。

## ⑤ 地下水・地盤環境

地下水の水質については、有機塩素化合物等の有害物質による汚染が引き続き確認されていることから、水質汚濁防止法に基づく有害物質の地下浸透規制や、有害物質を貯蔵する施設の構造等に関する基準の順守及び定期点検等により、地下水汚染の未然防止の取組を進める。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策について、地域における取組支援の事例等を地方公共団体に提供する等、負荷低減対策の促進方策に関する検討を進める。

また、地盤沈下等の地下水位の低下による障害を防ぐため、地下水採取の抑制のための施策を推進するとともに、地球温暖化対策として再生可能エネルギーである地中熱の利用を普及促進し、持続可能な地下水の保全と利用を推進するための方策に関する検討を進める。

さらに、令和 3 年 6 月の水循環基本法及び令和 4 年 6 月の水循環基本計画の一部改正により、「地下水の適正な保全及び利用」等が追加された趣旨を踏まえ、流域全体を通じて、地下水・地盤環境の保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。

## ⑥ アジアにおける水環境保全の推進

日本が段階的に水環境を改善してきた法制度や人材育成、技術等の知見を生かし、アジア地域 13 カ国の水環境管理に携わる行政官のネットワークであるアジア水環境パートナーシップ（WEPA）により、アジア各国との連携強化・情報共有の促進、各国の要請に基づく水環境改善プログラム（アクションプログラム）支援等を実施し、水

環境ガバナンスの強化を目指す。さらに、それらの情報を世界フォーラム等の場で発信し、世界の水環境改善に貢献すべく国際協力を進めていく。

また、アジア水環境改善モデル事業による民間企業の海外展開の支援等により、アジアにおける途上国の水環境改善と日本の優れた技術の海外展開促進を図る。

### (3) 土壌環境の保全

土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進し、人の健康への影響を防止するため、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染の適切な調査や対策を推進する。また同法について、2017年5月に成立した「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」（平成29年法律第33号）の施行状況を点検し、必要に応じて新たな措置を検討する。

ダイオキシン類による土壌汚染については、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）、農用地の土壌汚染については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号）に基づき、必要な対策を推進する。

### (4) 海洋環境の保全

#### ① 海洋ごみ対策

海洋ごみやプラスチック汚染に関する国際的な合意や野心の下、プラスチック資源循環促進法その他の関係法令等によるプラスチック製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全般にわたる包括的な資源循環体制の強化等とともに、海岸漂着物処理推進法等に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する。具体的には、マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関する量・分布等の実態把握や、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる生物・生態系への影響に関する科学的知見の集積、地方公共団体等が行う海洋ごみの回収・処理（大規模な自然災害等により大量に発生する海岸漂着物等の処理を含む。）や発生抑制対策への財政支援、地方公共団体・企業・漁業者・住民等の地域内の多様な主体の連携及び瀬戸内海での広域連携、広報活動等を通じた普及啓発等を実施する。また、海洋環境整備船を活用した漂流ごみ回収の取組を実施する。さらに、外国由来の海洋ごみへの対応も含めた国際連携として、海洋表層マイクロプラスチック等のモニタリング手法の調和、データ共有システムの整備や、アジア地域等においてプラスチックを含む海洋ごみの実態把握や発生抑制に関する協力を進める。

#### ② 海洋汚染の防止等

ロンドン条約1996年議定書、船舶バラスト水規制管理条約、海洋汚染防止条約（マルポール条約）及び油濁事故対策協力（OPRC）条約等を国内担保する「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号）に基づき、廃棄物等の海洋投入処分等に係る許可制度の適切な運用、バラスト水処理装置等の審査、未査定液体物質の査定及び排出油等の防除体制の整備等を適切に実施する。また、船舶事故等

で発生する流出油による海洋汚染の拡散防止等を図るため、関係機関と連携し、大型  
浚渫兼油回収船を活用するなど、流出油の回収を実施する。さらに、我が国周辺海域  
における海洋環境データ及び科学的知見の集積、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)  
等への参画等を通じた国際的な連携・協力体制の構築等を推進する。二酸化炭素回収・  
貯留(CCS)については、2030年までに民間事業者によるCCS事業の実施が見込まれ  
ることを踏まえ、海底下CCSが海洋環境の保全と調和する形で適切かつ迅速に実施  
されるよう環境保全に係る制度の整備を進める。

### ③ 海洋環境に関するモニタリング・調査研究の推進

我が国周辺海域の底質・生体濃度・生物群集等を調査する海洋環境モニタリング調  
査や、東日本大震災への対応としての放射性物質等の環境モニタリング調査、海水温  
上昇や海洋酸性化等の海洋環境や海洋生態系に対する影響の把握等を行う。

## (5) 大気環境の保全

### ① 窒素酸化物・光化学オキシダント・PM2.5等に係る対策

大気汚染防止法等に基づく固定発生源対策及び移動発生源対策を適切に実施する  
とともに、光化学オキシダント及びPM2.5の生成の原因となり得る窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )、  
揮発性有機化合物(VOC)に関する排出実態の把握に努め、科学的知見を集積し、排  
出抑制技術の開発・普及の状況等を踏まえて、経済的及び技術的考慮を払いつつ、対  
策を進める。

特に光化学オキシダントについては、「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」  
に基づき、人の健康への影響に係る環境基準の再評価、気候変動に着目した科学的検  
討、光化学オキシダント濃度低減に向けた新たな対策の検討等を行い、科学的知見を  
基にした各種施策を着実に推進し、光化学オキシダントに係る環境基準達成率向上を  
図る。

なお、光化学オキシダントとPM2.5の削減対策は、人の健康の保護に加え、オゾン  
やブラックカーボン(BC)といった短寿命気候汚染物質(SLCPs)の削減による気候  
変動対策にも効果的な場合があることから、最適な対策の検討及び総合的な取組を進  
める。

#### A. ばい煙に係る固定発生源対策

大気汚染防止法に基づく排出規制の状況及び科学的知見や排出抑制技術の開発・  
普及の状況等を踏まえて、経済的及び技術的考慮を払いつつ、追加的な排出抑制策  
の可能性を検討する。

#### B. 移動発生源対策

電動車等のよりクリーンな自動車への代替を促進するほか、国内の自動車の走行  
実態や国際基準への調和等を考慮した自動車排出ガスの許容限度(自動車単体排出  
ガス規制)の見直しに向けた検討、中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス



総合対策の在り方について（答申）」（令和４年４月２８日）を踏まえた検討を進めるなど、大気環境の更なる改善に向けた取組を継続していく。

### **C. VOC対策**

VOCの排出実態の把握を進めること等により、実効性あるVOC排出抑制対策の検討を行うとともに、大気汚染防止法による規制と自主的取組のベストミックスによる排出抑制対策を引き続き進める。

### **D. 監視・観測、調査研究**

大気汚染の状況を全国的な視野で把握するとともに、大気保全施策の推進等に必要な基礎資料を得るため、大気汚染防止法に基づき、国及び都道府県等では常時監視を行っている。引き続き、リアルタイムに収集したデータ（速報値）を「大気汚染物質広域監視システム（そらまめくん）」により、国民に分かりやすく情報提供を行う。その他、酸性雨や黄砂、越境大気汚染の長期的な影響を把握することを目指したモニタリング、放射性物質モニタリングや、大気中のマイクロプラスチックの測定手法に係る調査を引き続き実施する。

## **② 多様な有害物質による健康影響の防止**

### **A. 石綿飛散防止対策**

石綿含有建材が使用されている建築物等の解体等工事については、大気汚染防止法の適切な運用による飛散防止対策の徹底はもとより、解体等工事の発注者、受注者等の関係者に対し、それぞれの役割に応じた適切な取組の普及啓発を進める。また、建築物等の解体等工事における事前調査を行う建築物石綿含有建材調査者等を十分に確保するとともにその育成を進める。さらに、災害に備え地方公共団体による建築物等における石綿使用状況の把握、データベースとしての整理、関係部署との共有体制の構築といった取組が進められるよう、地方公共団体への支援を行う。

石綿による大気汚染の状況を把握するため、大気中の石綿の濃度測定を実施するとともに、大気汚染防止法の施行状況を勘案しつつ必要な対策を検討する。

### **B. 水銀大気排出対策**

水銀に関する水俣条約を踏まえて改正された大気汚染防止法に基づく水銀大気排出規制の着実な実施に努める。また、水銀大気排出インベントリの作成や、自主的取組の実施が求められる要排出抑制施設のフォローアップなど、地方公共団体や関係団体等と連携して水銀大気排出規制の取組状況に関する情報を収集・整理し、必要に応じて新たな措置を検討するなど、水銀大気排出抑制対策を推進する。

### **C. 有害大気汚染物質対策等**

大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質対策を引き続き適切に実施し、排出削減を図るとともに、新たな情報の収集に努め、必要に応じて更なる対策について検討する。さらに、POPsなどの新たな化学物質も含め、健康影響、大気中濃度、発生源、抑制技術等に係る知見を引き続き収集し、科学的知見やモニタリング結果等に基づき、状況に応じて優先順位付けも行いながら、環境目標値の設定・再評価や健

268 康被害の未然防止に効果的な対策のあり方について検討する。

269 また、事業者における排出抑制に向けた自主的取組の推進や地方公共団体における  
270 効率的なモニタリングを実施する。  
271

### ③ 地域の生活環境保全に関する取組

#### A. 騒音・振動対策

##### a. 自動車、新幹線鉄道、航空機等の騒音・振動対策

272 自動車の電動化に伴うタイヤ騒音増加への影響等を含む国内の自動車の走行  
273 実態や国際基準への調和等を考慮した自動車単体騒音に係る許容限度（自動車  
274 単体騒音規制）の見直しについて検討を進める。また、車両の低騒音化、道路  
275 構造対策、交通流対策等の対策や、住宅の防音工事等のばく露側対策に加え、  
276 状況把握や測定精度向上、測定結果の情報提供等により、騒音・振動問題の  
277 未然防止を図る。

##### b. 工場・事業場及び建設作業の騒音・振動対策

278 最新の知見の収集・分析等を行い、騒音・振動の評価方法等についての検討  
279 を行う。また、従来の規制的手法による対策に加え、最新の技術動向等を踏ま  
280 え、情報的手法及び自主的取組手法を活用した発生源側の取組を促進する。

##### c. 低周波音その他の対策

281 従来の環境基準や規制を必ずしも適用できない新しい騒音問題について対  
282 策を検討するために必要な科学的知見を集積する。風力発電施設や家庭用機器  
283 等から発生する騒音・低周波音については、その発生・伝搬状況や周辺住民の  
284 健康影響との因果関係、わずらわしさを感じさせやすいと言われている純音性  
285 成分や風力発電施設の大型化した場合の影響や累積的な影響等、未解明な部分  
286 について引き続き調査研究を進め、必要な情報を積極的に発信する。また、そ  
287 れらの施設から発生する騒音・低周波音が生活環境に及ぼす影響を適切に調査、  
288 予測及び評価するための手法を検討する。

#### B. 悪臭対策

289 悪臭対策について、知見の収集を行い、技術動向等を踏まえた測定方法の見直し  
290 を検討するとともに、地方公共団体等への技術的支援及び普及啓発を進める。

#### C. 光害対策等

291 屋外照明等の不適切かつ配慮に欠けた使用による悪影響（光害）への対策につい  
292 て、技術開発の状況や国内外の動向を把握するとともに、必要に応じ光害対策ガイ  
293 ドラインを見直し、普及啓発を図る。また、星空観察の推進を図り、より一層大気  
294 環境保全に関心を深められるよう取組を推進する。  
295

### ④ アジアにおける大気環境保全の推進

296 アジア地域における大気汚染の改善に向け、様々な二国間・多国間協力を通じて大

297 気汚染対策を推進する。

#### 298 **A. 二国間協力**

299 アジア地域における大気環境の課題に対し、日本の技術導入の提案、実施、評価  
300 及び普及拡大等を通じ、大気汚染の改善と温室効果ガス排出削減のコベネフィッ  
ト・アプローチの促進を図る。

#### 301 **B. 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）の下での協力**

302 日中韓三カ国間の大気汚染に関する政策対話、モンゴルを含む 3 + X による黄砂  
に関する共同研究等を推進し、三カ国の政策や技術の向上を図る。

#### 303 **C. 多国間協力**

304 国連環境計画（UNEP）、クリーン・エア・アジア（CAA）、国際応用システム分析  
305 研究所（IIASA）等と連携した大気汚染対策と気候変動対策のコベネフィット・ア  
306 プローチの推進や、大気汚染物質全般に対象を拡大した東アジア酸性雨モニタリン  
307 グネットワーク（EANET）、アジア EST 地域フォーラム、JCM 等の国際的な枠組み等  
308 を活用し、我が国の知見・経験の共有、技術移転、能力開発等の国際協力を推進す  
309 る。

### 310 **（６）媒体横断的な対策**

311 水・大気環境の保全・管理と、脱炭素、資源循環、自然共生との統合的アプローチによ  
312 り、持続可能な窒素及びリンの管理によって社会や地域に貢献する取組を推進する。具体  
313 的には、適正な施肥、堆肥や下水汚泥等の国内資源の利用拡大、家畜排泄物のエネルギー  
314 利用等により、環境基準の超過が継続する地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素や、水道  
315 水源にもなる湖沼等の富栄養化への対処を進める。また、今後拡大が見込まれる燃料、水  
316 素キャリア等の用途でのアンモニア等の開発・利用に当たり、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の排出  
317 量を増加させない技術の活用等、NO<sub>x</sub> や一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の排出を回避する。さらに、省  
318 エネ効果もある下水処理場の能動的運転管理等により、「きれいで豊かな海」に向けた適  
切な栄養塩管理などを進める。

319 また、我が国におけるインベントリの精緻化や科学的知見の集約を進めるとともに、持  
320 続可能な窒素管理の行動計画を策定する。さらに、我が国の知見を窒素の消費量の増加が  
321 著しいアジア地域の途上国等にも展開することなどにより、国際的な窒素管理にも貢献し  
322 ていく。

### 323 **（７）良好な環境の創出**

324 第２部第３章４（１）③に掲げる施策を推進するとともに、土壌が有する炭素貯留、水  
325 源の涵養といった環境上の多様な公益的機能に関して、市街地等も対象にしつつ、より良  
326 い地域づくり等に活用しやすい形での情報の収集、整理等を図る。

## **（８）水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に係る基盤的取組**

### **① デジタル技術の活用等による環境管理**

環境管理分野における測定・点検等に係る規制について、令和３年１２月にデジタル臨時行政調査会により策定されたデジタル原則に則り、リアルタイムモニタリングなど、環境管理分野における人の介在を見直す。また、環境管理法令に係る行政手続をオンライン化し、国民・事業者の利便性向上を図る。

### **② 分析技術の開発や精度管理**

環境測定分析機関（自治体、民間機関）の測定分析精度の維持・向上を図るとともに、分析用ヘリウムガスの供給不足や最新の技術動向等を踏まえて公定法を含む分析方法等の見直しを検討する。

### **③ 災害対応**

自然災害等に起因する、水質汚濁や大気汚染等に係る事故の発生時には、水質汚濁防止法や大気汚染防止法等に基づき、自治体と連携した迅速な状況把握及び事故時の措置の徹底を行う。水道水質の安全対策の強化や災害時における石綿飛散防止対策の強化の観点から、必要な対策を講じる。

## **５ 包括的な化学物質対策に関する取組**

### **（１）ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築**

（前略）

農薬については、国民の生活環境の保全に寄与する観点から、従来の生活環境動植物への急性影響に関するリスク評価に加え、新たに長期ばく露による影響を対象としたリスク評価を導入し、農薬登録制度における生態影響評価の充実を図る。また、既登録農薬の再評価及び生態リスクが高いと考えられる農薬の河川水モニタリングを着実に進める。

非意図的に生成されるダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成１１年法律第１０５号）に基づく対策を引き続き適切に推進する。

事故等に関し、有害物質の排出・流出等により環境汚染等が生じないように、有害物質に関する情報共有や、排出・流出時の監視・拡散防止等を的確に行うための各種施策を推進する。

## 第2章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策

### 3 国際的取組に係る施策

#### (1) 地球環境保全等に関する国際協力の推進

#### ⑤ 国際的な枠組みにおける主導的役割

(前略)

G20 大阪サミットでの「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有、G7 広島サミットでの 2040 年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心の合意を主導した我が国として、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）等の国際交渉において主導的な役割を果たしていく。

(後略)